

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領（災害復旧事業版）

I 目的

災害復旧事業の建設現場における作業環境改善を図るべく、現場環境改善として実施する避暑（熱中症）・避寒対策費の算定について必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II 対象工事

土木部所管公共土木施設（公園、港湾を除く）に関する災害復旧工事

III 対象となる内容

災害復旧工事に伴い実施する、現場環境改善（避暑（熱中症）・避寒対策）に関するものを対象とする。（日よけテントやミストファン等の現場の施設や設備に対するもの。）

IV 積算方法

- （１） 現場環境改善費率分の 100%を上限とし、対策の妥当性を確認の上、精算変更時に「見積もり」や「物価資料」を参考に積上げ計上を行うものとする。なお、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認すること。
- （２） 設置した機器等の稼働に係る電気代及び燃料代は、現場管理費に動力・用水光熱費として率計上されることから、現場環境改善費に含めない。

<積上げ計上する場合の留意事項>

- ① リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ② 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- ③ 施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

V 現場環境改善等計画書の提出について

現場環境改善で避暑（熱中症）・避寒対策を実施する場合は、現場環境改善等計画を施工計画書に含めて提出させるとともに、工事完了後において、その実績を写真にて提出させること。

VI 工事成績評定の取り扱いについて

現場環境改善として取り組んだ避暑（熱中症）・避寒対策については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

VII 適用

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日以降に起工する災害復旧工事から適用する。